

総会

配布：一般

2014年1月21日

第68会期

議事日程議題 69(b)

2013年12月18日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書 (A/68/456/Add.2) に基づく]

68/167. デジタル時代のプライバシーに対する権利

総会は、

国際連合憲章の目的および原則を再確認し、

世界人権宣言¹および市民的及び政治的権利に関する国際規約²並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約²を含む、関連する国際人権条約に示されている人権および基本的自由もまた再確認し、

ウィーン宣言及び行動計画³を更に再確認し、

技術開発の急速な歩みが、世界中の個人が新しい情報とコミュニケーション技術を使うことを可能にしそして同時に監視、傍受および資料収集を遂行する、政府、企業並びに個人の能力を向上させ、そしてそのことが人権、とりわけ世界人権宣言の第12条および市民的及び政治的権利に関する国際規約の第17条に定められたような、プライバシーに対する権利を侵害し若しくは悪用し、そしてそれ故増加している懸念の問題であることに留意し、

¹ 決議 217A (III)。

² 決議 2200A (XXI)、添付文書を見よ。

³ A/CONF.157/24 (第I部)、第三章。

彼若しくは彼女のプライバシー、家族、家庭または通信を、恣意的若しくは不法な干渉の対象と誰もされるべきでないことに従った、プライバシーに対する人権およびそのような干渉に対する法の保護に対する権利を再確認し、またプライバシーに対する権利の行使は、表現の自由に対する権利の実現また干渉なしに意見を持つことにとって重要であること、そして民主的な社会の基礎の一つであることを認識し、

情報に対するアクセスと民主的な参加の基本的な重要性を含む、情報を求め、受け取りそして知らせるために自由に対する十分な尊重の重要性を強調し、

プライバシーと意見および表現の自由に対する人権の行使に関するコミュニケーションの国家監視の影響について、人権理事会の第 23 会期に同理事会に提出された、意見および表現の自由に対する権利の促進と保護に関する特別報告者の報告書⁴を歓迎し、

生活を非常に乱すような行為としての、コミュニケーションの違法な若しくは恣意的な監視および／または傍受、並びに個人情報の違法な若しくは恣意的な収集は、プライバシーに対するまた表現の自由に対する権利を侵害した民主主義社会の教義と両立しないことを強調し、

公共の安全についての懸念が、ある種の敏感な情報を集めることとその保護を正当化し得る一方で、国家は、国際人権法の下での自らの義務の十分な遵守を確保しなければならないことに留意し、

コミュニケーションの領域外の監視および／または傍受、並びに個人情報の収集、とりわけ大規模に実施された場合を含む、コミュニケーションの監視および／または傍受が、人権の行使と享受について有するであろう否定的影響を深く懸念し、

国家は、テロリズムと闘うためにとった何らかの措置が、国際法、とりわけ国際人権、難民および人道法の下での自らの義務を遵守していることを確保しなければならないことを再確認し、

1. 世界人権宣言¹の第 12 条および市民的及び政治的権利に関する国際規約²の第 17 条に定

⁴ A/HRC/23/40 and Corr.1.

められたような、彼若しくは彼女のプライバシー、家族、家庭または通信を、恣意的若しくは不法な干渉の対象と誰もされるべきでないことに従った、プライバシーに対する人権およびそのような干渉に対する法の保護に対する権利を再確認する。

2. インターネットの地球規模のまた開かれた性質およびその様々な形態における発展に向けた進展を加速することにおける駆動力としての情報並びにコミュニケーション技術における急速な進歩を認識する。

3. プライバシーに対する権利を含む、インターネットに接続していない人が持っているのと同じ権利が、インターネットに接続している人にも保護されなければならない。

4. 以下のことを全ての国家に求める。

(a) デジタル通信の文脈におけるものを含んで、プライバシーに対する権利を尊重し且つ保護すること。

(b) それらの権利侵害に終止符を打つための措置を講じることおよび国際人道法の下での義務に応じた関連する国内法令を確保することによるものを含んで、そのような侵害を防止するための条件を創設すること。

(c) 国際人権法の下でのあらゆるその義務を完全且つ効果的に実行することを確保することにより、プライバシーに対する権利を支持する目的で、庶民の監視、傍受および収集を含む、コミュニケーションの監視、その傍受および個人情報の収集に関するその手続、実行および法令を再検討すること。

(d) 適切な場合には、透明性およびコミュニケーションの国家の監視、その傍受および個人情報の収集についての説明責任を確保する能力のある既存の独立した、効果的な国内監視制度を維持するかまたは制定すること。

5. 国際連合人権高等弁務官事務所に対し、大規模なものを含む、デジタル通信の国内と領域外の監視および／または傍受並びに個人情報の収集の文脈において、プライバシーに対する権利の

保護と促進に関する報告書を、加盟国により審議されるために、第 27 会期の人権理事会にまた第 69 会期の総会に、見解および勧告と共に、提出することを要請する。

6. 「人権の促進および保護」と表題の付いた議題の「人権および基本的自由の効果的な享受を改善するための代替的対処方法を含む、人権問題」と表題の付いた部分項目の下で、総会の第 69 会期に問題を検討することを決定する。

第 70 回本会合

2013 年 12 月 18 日